



JAL不当解雇撤回ニュース

No495 号 2016.07.05
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL:03-3742-3251 FAX:03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekkai.com>

ILO労働者活動局長 マリア・ヘレナ・アンドレさんと懇談

ILO 駐日事務所、ITF（国際運輸労連）瀧東京事務所長、及び交運労協のご尽力により、5月18日16時よりITF東京事務所においてILO労働者活動局長のマリア・ヘレナ・アンドレさんと1時間20分にわたる懇談の機会を得ることができました。

航空からは、航空連津恵事務局長、日航乗組田二見委員長、CCU古川委員長、機長組合今泉執行委員(日乗連副議長)、日航乗組飯田国際担当執行委員、客乗原告内田団長、客乗原告森 ILO 対策事務局の7名が出席しました。

懇談の冒頭の桜田 ILO 理事のあいさつの後、航空連津恵事務局長より、昨年11月12日の第三次勧告など JAL 争議に対する多大な尽力へのお礼とともに、多忙の中、懇談の機会を設けて頂いた事へのお礼を述べるとともに、各労組・原告の各代表より、第三次勧告以降の労使交渉の状況について報告しました。

アンドレ局長から「JAL 案件は十分承知しており、経過についてもフォローしている。ILO として皆さんのお手伝いをできる限りやりたい。日本政府も ILO の中で悪い評判が立つことは望んでいない。ILO もできるだけ早い解決を望んでいる」との見解が示され、三次勧告が述べている「意義ある対話」による早期解決を求めることが表明されました。

今夏季闘争をはじめ今後の交渉のどう進むか ILO も注目しています。「意義ある対話」での早期解決を ILO は期待しています。この期待に応えることは、日本航空が国際企業として社会的責任を果たすことにつながります。

日本航空は、ILO 勧告を遵守し争議解決の姿勢を早期に示さなければなりません



【写真】 懇談終えてILOアンドレ労働者活動局長とともに。左より、日航乗組飯田国際担当執行委員、航空連津恵事務局長、和田 ILO 労働者活動局アジア太平洋地域担当官、桜田ILO理事、日航機長組合今泉執行委員(日乗連副議長)、日航乗組田二見委員長、アンドレILO労働者活動局長、田口ILO駐日事務所代表、CCU古川委員長、内田原告団団長、原告団ILO対策事務局森さん